

工事請負業者選定事務処理要領

(目的)

第1 地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。以下同じ。）の所掌する工事（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業を含む。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2 地方整備局の長（以下「部局長」という。）は、会計規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加する者及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）（以下「清掃作業参加者等」という。）については、イからニまで及びへに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第1項に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第5の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつた者

ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争資格審査（会計規則第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあつては告示（平成6年建設省告示第1461号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が第6第1号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日以後のもの、随時の一般競争資格審査にあつては

告示第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争資格審査の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。次号において同じ。）を受けていない者

へ 共同企業体で、その構成員にイからホまで（清掃作業参加者等については、イからニまで）に該当する者を含むもの

二 次のイに掲げる客観的事項（共通事項）の項目（清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及びロに掲げる主観的事項（特別事項）の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第3に掲げる工事種別（第6号及び第9号から第21号までを除く。）ごとに、予定価格に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定めること。

イ 客観的事項（共通事項）

（イ） 一般競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第1第1号の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は3年の各営業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとの年間平均完成工事高

（ロ） 告示第1第1号の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第1第3号の1から3までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数又は客観的事項の審査基準日及び基準決算の前期末における許可を受けた建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数の平均の数

（ハ） 告示第1第1号の2及び3、第2号並びに第4号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第2第2号イの（ロ）に規定する客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

ロ 主観的事項（特別事項）

定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の10月1日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの4年間における希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）

（工事種別）

第3 工事種別は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般土木工事（土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）

二 アスファルト舗装工事

三 鋼橋上部工事

四 造園工事

五 建築工事（建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）

六 木造建築工事

七 電気設備工事

八 暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）

九 セメント・コンクリート舗装工事

- 十 プレストレスト・コンクリート工事
 十一 法面処理工事
 十二 塗装工事
 十三 維持修繕工事（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）
 十四 河川しゅんせつ工事
 十五 グラウト工事
 十六 杭打工事
 十七 さく井工事
 十八 プレハブ建築工事
 十九 機械設備工事（機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
 二十 通信設備工事
 二十一 受変電設備工事
 （等級区分）

第4 第2第2号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 一般土木工事

予 定 価 格	等 級
7億2,000万円以上	A
3億円以上7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

二 アスファルト舗装工事

予 定 価 格	等 級
1億2,000万円以上	A
5,000万円以上1億2,000万円未満	B
5,000万円未満	C

三 鋼橋上部工事

予 定 価 格	等 級
5,000万円以上	A

5,000万円未満	B
-----------	---

四 造園工事

予 定 価 格	等 級
2,500万円以上	A
2,500万円未満	B

五 建築工事

予 定 価 格	等 級
7億2,000万円以上	A
3億円以上7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

六 電気設備工事

予 定 価 格	等 級
2億円以上	A
5,000万円以上 2億円未満	B
5,000万円未満	C

七 暖冷房衛生設備工事

予 定 価 格	等 級
2億円以上	A
5,000万円以上 2億円未満	B

5,000万円未満	C
-----------	---

2 部局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、前項各号の等級区分の変更（等級区分の数の減少を含む。以下この項において同じ。）をし、又は等級区分を設けないことができるものとする。ただし、等級区分を変更する場合において、変更後の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額は、前項各号の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額をこえてはならないものとする。

- 一 特定の工事種別に属する工事の請負契約に係る一般競争参加資格を有する者の数が著しく少数である場合
- 二 特定の工事種別に属する工事の発注予定件数が著しく少数である場合
- 三 前項各号の等級区分のうちの特定の等級区分に含まれる発注予定工事の件数が著しく多数若しくは少数（零を含む。）である場合

（一般競争資格審査の実施）

第4の2 一般競争資格審査は、2年に1回定期の一般競争資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

（一般競争資格審査の資格審査申請書等）

第5 部局長は、一般競争資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）（様式1）を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 申請者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式2）
- 二 業態調書（様式3）
- 三 営業所一覧表（様式4）
- 四 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し
- 五 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であつて、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があつたものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
- 六 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
- 七 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行

規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は国税規則別紙第9号書式（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は国税規則別紙第9号書式（その3の3）

八 総合評定値通知書の写し

- 3 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別添の入力画面上において作成し送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第7号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。
- 4 申請者が共同企業体であつてその構成員のうちに一般競争資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第2第2号イの（イ）に掲げる項目について記載した書類並びに第2項第1号に掲げる書類を当該共同企業体に係る同項の書類とともに提出させるものとする。
- 5 申請者が公益法人であるときは、第2項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類、同項第1号に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項第1号から第3号に掲げる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出させるものとする。
- 6 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加を希望する者（公益法人を除く。）であつて建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項第1号から第3号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿謄本を含む。）を提出させるものとする。

（資格審査申請書等の提出時期）

第6 資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 定期の一般競争資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で部局長が定める期間

二 随時の一般競争資格審査にあつては、随時

（資格審査申請書等の提出方法）

第6の2 第5第1項及び第4項から第6項までの規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

一 文書持参方式

二 文書郵送方式

2 第5第3項に規定する方式（インターネット方式）による場合における第5

第2項第7号に掲げる書類の提出は、ファクシミリ方式によるものとする。ただし、前項各号の方式によることを妨げない。

- 3 第5第1項及び第4項から第6号までの規定による提出は、申請者が2以上の部局長による一般競争資格審査を希望するときは、当該申請者の本社(本店)の所在地を管轄区域(国土交通省組織令(平成12年政令第255号)第206条第1項に規定する管轄区域をいう。第13第4項において同じ。)とする部局長に対して行わせるものとする。

(一般競争資格審査)

第7 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

一 第2第1号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。

二 前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、第2第2号の総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均完成工事高の順)に配列し、等級区分を設けている工事種別については当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率を基準とし、かつ、等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。

- 2 部局長は、当該2会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して前項の等級別発注件数分布率を定めるものとする。

(審査会)

第8 部局長は、一般競争資格審査の予備審査を行なうため、競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)を設けるものとする。

- 2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、地方整備局の部長及び当該地方整備局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。

- 3 審査会は、2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

- 4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第9 第7第1項の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争資格審査に基づく一般競争参加資格の認定のときまでとするものとする。

(有資格業者名簿の様式)

第10 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式特2)により行うものとする。

(有資格業者の名簿等の送付)

第11 部局長は、第10の有資格業者名簿を作成したときは、当該地方整備局所属の契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいい、工事の請負契約を締結しない契約担当官等を除く。以下同じ。)及び国土交通大臣官房地方厚生課長に当該名簿を送付するものとする。

2 部局長は、前項の名簿を国土交通大臣官房地方厚生課長に送付するときは、当該名簿に、第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）のうち共同企業体、協業組合、企業組合及び事業協同組合（中小企業等協同組合法による事業協同組合をいう。）について、それぞれその数等を記載した調書（様式特3又は様式特4）を添付するものとする。

（一般競争参加資格認定通知書の様式）

第12 部局長は、会計規則第34条第6項の規定により通知をするときは、一般競争参加資格認定通知書（様式特5）により行うものとする。

（変更等の届出）

第13 部局長は、申請者又は有資格業者が建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

2 部局長は、申請者又は有資格業者（共同企業体である者を除く。）が第2第1号イ又はホ（清掃作業参加者等についてはイ）に該当することとなつたとき、及び共同企業体である申請者又は有資格業者がその構成員に第2第1号イ又はホ（清掃作業参加者等についてはイ）に該当する者を含むこととなつたときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

3 部局長は、有資格業者に第12の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式5）によりその旨を届け出させるものとする。

一 住所、電話番号又はファクシミリ番号

二 商号又は名称

三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四 本社（本店）以外の営業所（公益法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）

五 本店又は営業所の建設業許可工事種別

六 電子入札用ICカード（第7条第1項第2号の一般競争参加資格の認定後新規に取得したものに限る。）の登録番号

七 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項

4 前3項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を管轄区域とする部局長に対して行わせるものとする。

5 部局長は、前項の届出があつたときは、その内容を当該地方整備局所属の契約担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

第14 部局長は、有資格業者が第2第1号イからへまでの一に該当することとなつたとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 部局長は、有資格業者から第13第1項の届出があつたとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があつたときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消

すものとする。

- 3 部局長は、前2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争参加資格認定取消通知書（様式特6）により当該有資格業者又は建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に掲げる者にその旨を通知するとともに、第10の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該地方整備局所属の契約担当官等及び国土交通大臣官房地方厚生課長に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

- 第15 部局長は、会計規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

- 第16 部局長は、会計規則第37条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとするとときは、当該工事の予定価格の等級に属する有資格業者で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。
- 二 契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- 三 契約担当官等は、第1号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- 四 契約担当官等は、第1号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、第1号の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、第1号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としないなければならない。
- 五 契約担当官等は、第1号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、第1号の有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。
- 六 契約担当官等は、特別の技術を要する工事に係る請負契約については、第1号及び第4号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するもの（以下「上位業者」という。）を、あらかじめ、上位業者指名承認申請書（様式特7）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けて指名することができる。この場合において、国土交通大臣の承認を受けようとする者が地方整備局の事務所の契約担当官等であるときは、上位業者指名承認申請書は部局長を経由して提出するものとする。
- 七 契約担当官等は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事

に係る請負契約については、第1号及び第4号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。

八 契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況

ハ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績

ニ 当該工事に対する地理的条件

ホ 手持ち工事の状況

ヘ 当該工事施工についての技術的適性

ト 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況

チ 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

(地方整備局入札・契約手続運営委員会)

第17 地方整備局に、別に定めるところにより、部局長が定める額以上の工事を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに当該工事の請負契約を随意契約によろうとする場合の相手方の決定について調査審議する地方整備局入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

(契約状況の報告)

第18 部局長は、当該地方整備局所属の契約担当官等が前会計年度に締結した工事請負契約の状況毎年5月31日までに国土交通大臣官房地方厚生課長に報告しなければならない。

附 則 [略]

[沿革]

1	昭和42年12月5日一部改正	15	昭和56年2月2日一部改正
2	昭和43年7月11日一部改正	16	昭和56年3月31日一部改正
3	昭和44年1月1日一部改正	17	昭和61年11月28日一部改正
4	昭和44年12月15日一部改正	18	昭和63年12月2日一部改正
5	昭和45年12月10日一部改正	19	平成2年12月1日一部改正
6	昭和46年3月15日一部改正	20	平成3年2月28日一部改正
7	昭和47年11月16日一部改正	21	平成4年12月1日一部改正
8	昭和48年11月27日一部改正	22	平成6年6月21日一部改正
9	昭和49年6月17日一部改正	23	平成6年6月23日一部改正
10	昭和50年11月28日一部改正	24	平成6年11月14日一部改正
11	昭和51年3月15日一部改正	25	平成7年3月22日一部改正
12	昭和51年12月1日一部改正	26	平成7年11月1日一部改正
13	昭和53年11月10日一部改正	27	平成8年1月1日一部改正
14	昭和55年10月11日一部改正	28	平成8年3月26日一部改正

29 平成 8 年12月 2 日一部改正
30 平成 9 年 3 月31日一部改正
31 平成10年 9 月25日一部改正
32 平成10年11月30日一部改正

33 平成13年 3 月30日一部改正
34 平成15年 3 月31日一部改正
35 平成16年 3 月 1 日一部改正
36 平成17年 3 月22日一部改正

様式1

01	1:新規 2:更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者 05の規模	06 適格組 合証明	平成 年 月 日 第 号			
一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)									
平成17・18年度において、貴 地方整備局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。 平成 年 月 日 殿									
07	本社(店)郵便番号	—							
	フリガナ								
08	本社(店)住所								
	フリガナ								
09	商号又は名称								
10	役職								
	フリガナ								
	代表者氏名	印							
11	担当者氏名								
12	本社(店)電話番号								
13	担当者電話番号	(内線番号)							
14	本社(店)FAX番号								
15	メールアドレス								
16	電子入札用ICカードの登録番号	9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
17	(17 代理申請時使用欄) 申請代理人	申請代理人郵便番号 申請代理人住 所 申請代理人氏 名							
		印							
18	外資状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;"> 1 外国籍会社 [国名:] </td> <td style="width:33%;"> 2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%) </td> <td style="width:33%;"> 3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %) </td> </tr> </table>					1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)
1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)							
19	営業年数								
20	総職員数 (人)								
※欄については、記載しないこと(以下同じ)。 「16電子入札用ICカードの登録番号」欄には、国土交通省の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。									

※	受付番号	※	業者コード															
21 完 成 工 事 高	① 競争参加資格 希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局										合 計					
			01 東 北	02 関 東	03 北 陸	04 中 部	05 近 畿	06 中 国	07 四 国	08 九 州	09 総国 合土 研技 究所 政 策	10 官本 庁省 営 部						
	01	一 般 土 木 工 事																
	02	ア ス フ ェ ル ト 舗 装 工 事																
	03	鋼 橋 上 部 工 事																
	04	造 園 工 事																
	05	建 築 工 事																
	06	木 造 建 築 工 事																
	07	電 気 設 備 工 事																
	08	暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事																
	09	セメント・コンクリート舗装工事																
	10	プレストレスト・コンクリート工事																
	11	法 面 処 理 工 事																
	12	塗 装 工 事																
	13	維 持 修 繕 工 事																
	14	河 川 し ゅ ん せ つ 工 事																
	15	グ ラ ウ ト 工 事																
	16	杭 打 工 事																
	17	さ く 井 工 事																
	18	プ レ ハ ブ 建 築 工 事																
	19	機 械 設 備 工 事																
	20	通 信 設 備 工 事																
	21	受 変 電 設 備 工 事																
		そ の 他																
		合 計																

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※ 受付番号										※ 業者コード									
21	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局								合 計								
			01	02	03	04	05	06	07	08									
			東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州									
完 工 高	01 空港等土木工事																		
	02 港湾土木工事																		
	03 港湾等しゅんせつ工事																		
	04 空港等舗装工事																		
	05 港湾等鋼構造物工事																		
	その他																		
合 計																			

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式 2

※ 受付番号										※ 業者コード									
工 事 分 割 内 訳 表																			
競争参加資格希望工種区分		(単位：千円)																	
建設業法上の建設工事																			※ 合 計
01	土木一式																		
02	建築一式																		
03	大工																		
04	左官																		
05	とび・土工・コンクリート																		
06	石																		
07	屋根																		
08	電気																		
09	管																		
10	タイル・レンガ・ブロック																		
11	鋼構造物																		
12	鉄筋																		
13	塗装																		
14	しゅんせつ																		
15	板金																		
16	ガラス																		
17	塗装																		
18	防水																		
19	内装仕上																		
20	機械器具設置																		
21	熱源設備																		
22	電気通信																		
23	造園																		
24	さく井																		
25	建具																		
26	水道施設																		
27	消防施設																		
28	清掃施設																		
その他																			
合 計																			

記載要領
1 本表は総合評定値通知書等に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当省(庁)の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割もしくは合算して申請する場合に作成すること。
2 右側※の「建設業法上の建設工事」の各合計値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
3 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。

様式 3

※受付番号

※建設業許可番号

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共 通)

資本関係に関する事項

親会社(商法第211条の2第1項又は第3項の規定によるもの。)
 建設業許可番号 - 本店電話番号(大代表)

更生会社・再生手続中の会社
 商号又は名称

本店住所

親会社(商法第211条の2第1項又は第3項の規定によるもの。)
 建設業許可番号 - 本店電話番号(大代表)

更生会社・再生手続中の会社
 商号又は名称

本店住所

子会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社)のうち、建設業許可を有している子会社

建設業許可番号	商号又は名称	建設業許可番号	商号又は名称

役員兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先での役職

【記載要領】

- 本調査は、申請日現在で作成すること。
- 親会社が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
- 役職名には、「代表取締役」、「取締役」(社外取締役を含む。),「管財人」、又は「執行役」(代表執行役を含む。)のいずれかを記載する。
 「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。

※ 受付番号
※ 業者コード

業 態 調 査

（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1）

有資格技術職員内訳

施 工 管 理 技 術	検 定 種 目	級 別・種 別	資格区分コード	人 数	
建設機械施工技士		一 級	111		
		二 級	212		
		一 級	113		
土木施工管理技士	土木		214		
		二 級	鋼構造物塗装 薬液注入	215	
			216		
建築施工管理技士		一 級	120		
		二 級	建築 躯体 仕上げ	221 222 223	
		一 級	127		
電気工事施工管理技士		二 級	228		
		一 級	129		
		二 級	230		
管工事施工管理技士		一 級	133		
		二 級	234		
造園施工管理技士		一 級			
		二 級			

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の 所 持 者 数							
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

技 術 部 門	選 択 科 目 ・ 資 格 区 分 コ ー
総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」
	「農業土木」
	電気電子部門に係る選択科目
	「流体工学」又は「熱工学」
	機械部門に係る選択科目のうち「流体工学」又は「熱工学」以外のもの
	「上水道及び工業用水道」
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの
	「林業」
	「森林土木」
衛 生 工 学	「水質管理」
	「廃棄物管理」
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの
	建設
	「鋼構造及びコンクリート」
	その他
	農業
	「農業土木」
	電気電子部門
	—
機 械	「流体工学」又は「熱工学」
	その他
	上下水道
	「上水道及び工業用水道」
	その他
	森林
	「林業」
	「森林土木」
	「水質管理」
	「廃棄物管理」
土 衛 生 工 学	その他
	一級建築士
	二級建築士
建 築 士	木造建築士
	—
第 建築設備士	—
合 計	
実 人 数	

記載要領

※ 「有資格技術者職員内訳」の人数欄については、添付した総合評定値通知書の基になつた「経営規模等評価申請書」(別紙二)の技術者名簿から集計して、転記して下さい。

〈別紙二〉の有資格区分コード番号と〈本表〉の資格区分コード番号は対応しています。

従つて、技術者名簿の同じコード番号をそれぞれ集計し、〈本表〉の同じコード番号の級別・種別・資格区分コード毎の人数欄に記入してください。

また激変緩和措置を選択されている場合は前年の同技術者名簿の人数との平均人数(端数四捨)を記入してください。

※ 「実人数」欄には技術者名簿〈別紙二〉から、〈本表〉の資格区分コード番号のいずれか一つ以上該当している技術者の合計人数を記入してください。

※ また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿〈別紙二〉の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入してください。

※ 建設業法の一部改正に伴う経過措置により、平成16年3月1日より5年間に限り「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」には、次の者も含めて集計してください。

○平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者。

○平成16年2月29日以前に監理技術者講習修了証を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2)

設備工事比率 (%)

電気設備工事における屋内の工事の比率

暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率

工事種別	一 般 土 木								電 気 設 備				法 面 処 理				塗 装				維 持 修 繕						杭 打		機 械 設 備						通 信 設 備				受 変 電 設 備		
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	1位	2位	1位	2位	1位	2位	1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	1位	2位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位	
東北																																									
関東																																									
北陸																																									
中部																																									
近畿																																									
中国																																									
四国																																									
九州																																									

記載要領

1 「希望する工事の内容」については、希望する工事の内容に対応するコードを希望する順位の順番に記載すること。
様式①-2において希望した工事種別のみ記入すること。

2 申請後の希望順位の変更、追加、削除はできません。

工事種別

希望する工事の内容

一般土木

河川・海岸

道路

構造物

砂防・地すべり防止

トンネル

ダム

軟弱地盤

都市土木

電気設備

建設電気設備

構築電気設備

プレストレスト・コンクリート

プレテンション

ポストテンション

法面処理

アンカー工

その他

塗装

建物塗装

橋梁塗装・水門屋塗装

区画線

その他

工事種別

希望する工事の内容

維持修繕

舗装維持

舗装以外の道路維持

河川維持

橋梁補修

道路清掃作業

その他の補修

杭打

既製杭

場所打ちコンクリート杭

機械設備

水門設備

ポンプ設備

換気設備

ダム施工機械設備

昇降機設備

消・融雪設備

その他

通信設備

監視・制御・情報通信設備

防災・情報表示設備

有線通信線路

鉄塔・反射板

受変電設備

受変電設備

その他の電源設備

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 (「港湾空港関係」)

港湾工事用作業船保有状況

20	区 分	能 力	単 位	数 量		
				自 社 保 有	借 上 船 舶	合 計
	1 浚渫船	掘削力	m ³ /h (公称能力)			
	2 起重機船 (15t吊以上)	築造力	t (吊荷重)			
	3 杭打船	杭打力	PS (主機馬力)			
	4 ケーソン製作用作業台船	製作力	隻数			
	5 地盤改良船	地 盤改良力	隻数			
	6 砕岩船	砕岩力	隻数			
	7 揚土船	揚土力	隻数			
	8 コンクリートミキサー船	圧送力	隻数			

専門技術者状況

21	海上起重作業管理技士	人
----	------------	---

社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格し登録を受けている者の人数を記載する。

(注)

1 浚渫船にはグラブ式浚渫船兼用船を含む。
浚渫船の数量は公称能力を記入する。

2 起重機船には、クレーン付台船を含む。

3 用船契約による借上船舶は、資格有効期間全期間を通じて、自社保有船と同等に使用できる船舶に限り含むことができる。
ただし、自社保有船であっても用船契約により他社に貸出した船舶については、自社保有船舶とすることができない。

4 記載事項の基準日は申請日の直前の10月1日とする。

様式 4

[illegible]

様式 5

様式5

一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届（建設工事）

平成 年 月 日

登 録 部 局 名

登 録 工 事 種 別 名

資 格 認 定 通 知 書 の

認 定 年 月 日 ・ 業 者 コー ド

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

平成 年 月 日

第 号

〒

殿

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること

2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。

様式 特5 (イ)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

郵便番号

住 所

商号又は名称

業者コード

殿

受付番号

工 事 種 別	等級 区分	経営事項 評価点数	技術評 価点数	総合 点数	工 事 種 別	等級 区分	経営事項 評価点数	技術評 価点数	総合 点数

平成 年 月 日

部局長

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

経営事項評価点数は、個々の工事に係る一般競争における競争参加資格の一つとなる場合があります。経営事項評価点数とは、今回の認定の際に、客観的事項(共通事項)について算定された点数ですが、この経営事項評価点数は21の工事種別ごと(港湾空港関係を除きます。)に算定しているのに対し、建設業法上の経営事項審査の総合評価は28の建設工事の種類ごとに算定しているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評点に差が生じる場合があります。

※貴殿について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、申請書類が対象となります。

有効期限

平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

様式 特5 (ロ)

一般競争参加資格認定通知書

表

縦14.8センチメートル

横 10センチメートル

裏

郵便はがき

□□□-□□□□

住所

商号又は名称

代表者

年 月 日

住所

部局長名

印

□□□□

□□□□

受付番号

一般競争参加資格認定通知書

さきに審査申請のあった標記の資格について、次の工事種別については資格がないと認定したので、通知します。

工 事 種 別	工 事 種 別
工事	工事
工事	工事
工事	工事
工事	工事
工事	工事

様式 特6

一般競争参加資格認定取消通知書

表

縦14.8センチメートル

横 10センチメートル

郵便はがき

住所

商号又は名称

代表者

年 月 日

住所

部局長名

受付番号

裏

一般競争参加資格認定取消通知書

さきに平成 年 月 日付けをもって一般競争参加資格がある旨通知したが、下記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

工 事 種 別	等 級
工事	
工事	
工事	
工事	
工事	
工事	
工事	

様式 特7

契約担当官等名

官 職 指 名 印

上位業者指名承認申請書

工 事 種 別	工 事		
工 事 名			
予 定 価 格 の 属 する 等 級	契 約 予 定 年 月	年	月
	予 定 工 期	日 間	

上記工事は、下記1の理由により特別の技術を要するものであると認め、下記2のとおり指名したいので、承認を受けたく、申請する。

記

1 特別の技術を要する理由

2 指名しようとする有資格業者の等級及び数

等 級	A	B	C	D	E	F
数	人	人	人	人	人	人

Macromedia Flash Player 7

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

許可番号 11 111111

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

建築法工程名	細区分工程名	年間平均完成工事高(千円)
土木一式	一般土木	
	遮音壁	0
	ゲラウト	0
	プレストレストコンクリート	0
	法面処理・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	土木保全・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	標識・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	防護柵・環境省〈自然環境共生工事〉	0
	トナリ内装	0
	軌道	0
	港湾土木	0
	レール溶接他	0
	合計	0
建築一式	建築	0
	木造建築	0
	プレハブ建築	0
	施設保全	0
	遮音壁	0
	合計	0
大工	建築	0
	木造建築	0
	合計	0
左官	建築	0
	木造建築	0
	合計	0

Version 1.00

Macromedia Flash Player 7

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

許可番号 11 111111

希望工事種別

年間平均完成工事高
(千円)

申請を希望する部局

	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	国総	官営	合計
一般土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プレハブ舗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鋼橋上部工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
造園工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木造建築工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暖冷房衛生設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以外・コンクリート工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プレストレストコンクリート工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法面処理工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維持修繕工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川しゅんせつ工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゲラウト工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杭打工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さく井工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プレハブ建築工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受電設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(申請外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空港等土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾等しゅんせつ工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空港等舗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾等鋼構造物工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(申請外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 上記画面は、「国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係・港湾空港関係)、国土交通大臣官庁官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除きます)」に登録を希望する方が入力してください。

Version 1.00

Macromedia Flash Player 7

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

許可番号 11 111111

工種の説明

設備工事比率(%) 電気設備工事における屋内の工事の比率

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

工事種別	一般土木								電気設備工事		舗装工事		法面処理		塗装		維持修繕		杭打		機械設備		通信設備		受電設備		
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3
部局/希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	3
東北																											
関東																											
北陸																											
中部																											
近畿																											
中国																											
四国																											
九州																											
沖縄総合事務局																											

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

※ 上記業態調査の対象機関はつぎのとおりですので、登録を希望する方は必ず入力してください。
国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)、沖縄総合事務局(開発建設部)。

Version 1.00

Macromedia Flash Player 7

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

許可番号 11 111111

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

コード	検定種目	検定種目	人数
111	建設機械	一級	
212	施工技士	二級	0
113	土木	一級	0
214	施工管理技士	二級	0
215		鋼構造物塗装	0
216		薬液注入	0
120	建築	一級	0
221	施工管理技士	二級	0
222		躯体	0
223		仕上げ	0
127	電気工事	一級	0
228	施工管理技士	二級	0
129	管工事	一級	0
230	施工管理技士	二級	0
133	造園	一級	0
234	施工管理技士	二級	0
コード	技術部門	選択科目	人数
042	総合技術	「鋼構造物及びコンクリート」	0
041	監理部門	「監理部門に係る選択科目のうち「鋼構造物及びコンクリート以外のもの」	0
		合計	0
		実人数	

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

※ 上記業態調査の対象機関は次のとおりですので、登録を希望する方は必ず入力してください。
国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)、国土交通大臣官邸官庁営繕部、国土技術政策総合研究所(橋梁製作会を除きます)、北海道開発局、環境省、沖縄総合事務局(開発建設部)、日本道路公社、首都高公路、阪神高速道路公社、本州四国連絡橋公社、水資源機構、都市再生機構、鉄道建設本部、国土交通省業務本部

Version 1.00

Macromedia Flash Player 7

メニュー

国土交通省、
官庁営繕関係省庁
競争参加資格(建設工事)
インターネット申請書

必須データ

申請書

営業所

完工高

申請機関

地方整備局等
港湾空港関係

業態調査

業態調査1

業態調査2

業態調査3

業態調査6

Version 1.00

■ 電子入札用ICカードの登録番号
☒有 ☐無 9000000000
 ※電子入札用ICカードの登録番号は、国土交通省の電子入札システムでの企業ID
 (複数ある場合には代表的なものを1つ)を入力する。

■ 親会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定によるものに限る。)
☒有 ☐無

親会社1

許可番号 本店電話番号(大代表) 更生会社・再生手続中の会社 ☐

商号又は名称

本店住所

親会社2

許可番号 本店電話番号(大代表) 更生会社・再生手続中の会社 ☐

商号又は名称

本店住所

■ 子会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社)のうち、建設業許可を有している子会社
☒有 ☐無

建設業許可番号	商号又は名称

追加 コピー 修正 削除

■ 役員の兼任に関する事項
☒有 ☐無

申請者役職	氏名	建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職

追加 コピー 修正 削除